

令和5年2月17日付
鳥取県公報号外第10号別冊

令和 4 年度

鳥取県包括外部監査報告書
及びこれに添えて提出する意見

「強い農林水産業の実現に向けた事業に係る
財務事務の執行について」

鳥取県包括外部監査人
税理士 牧 野 芳 光

目 次

第1章	監査の概要.....	1
第1	監査の種類.....	1
第2	選定した特定の事件(テーマ).....	1
第3	監査の対象とした理由.....	1
第4	監査を実施した期間.....	1
第5	監査対象機関.....	1
第6	監査の方法.....	2
第7	監査の視点.....	2
第8	監査手続.....	3
第9	包括外部監査の実施者.....	3
第10	利害関係.....	3
第2章	監査対象の概要.....	4
第1	鳥取県の農林水産業の概要(取り巻く環境と各概要).....	4
1	地理・地形的条件.....	4
2	社会・経済的条件.....	5
3	中山間地域の概要.....	7
4	農業の概要.....	8
5	林業の概要.....	13
6	水産業の概要.....	14
第2	監査対象とした農林水産業に係る事業.....	16
第3章	監査の結果.....	18
第1	農林水産部農林水産政策課.....	18
1	スマート農業社会実装促進事業.....	18
2	みんなでやらいや農業支援事業.....	23
第2	農林水産部経営支援課.....	31

1	産地主体型就農支援モデル確立事業.....	31
2	担い手確保・経営強化支援事業.....	34
3	新規就農者総合支援事業.....	35
4	農の雇用ステップアップ支援事業.....	37
5	集落営農体制強化支援事業.....	38
6	農地中間管理機構支援事業.....	43
第3	農林水産部生産振興課.....	47
1	産地生産基盤パワーアップ事業.....	47
2	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業.....	48
第4	農林水産部林政企画課.....	50
1	スマート林業実践事業.....	50
第5	農林水産部水産振興課.....	52
1	漁業就業者確保対策事業.....	52
2	特定漁港漁場整備事業.....	53
第6	農林水産部販路拡大・輸出促進課.....	54
1	「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業.....	54
第7	農林水産部食のみやこ推進課.....	59
1	6次化・農商工連携支援事業.....	59
第4章	指摘及び意見の件数.....	64
第5章	総評.....	65

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

強い農林水産業の実現に向けた事業に係る財務事務の執行について

第3 監査の対象とした理由

新型コロナウイルスの蔓延は、我が国の経済や雇用、国民の暮らしに大きな影響を与えており、国・地方の総力を挙げて、医療提供体制の強化や経済回復に取り組むとともに、ポストコロナを見据えた社会づくりを目指していく必要がある。

こうした中、県では、令和3年度予算編成における政策の柱として、主要産業の一つである農林水産業について、新型コロナから経済・雇用と暮らしを守ると銘打ち、「強い農林水産業の実現」に向けた各種事業を展開している。

特に、農業・農村については、国民生活に不可欠な食料を供給するものとして、食料の自給率の確保・向上は我が国の大きな問題であり、長年にわたり様々な補助事業が実施されているところであるが、小規模経営から大規模経営への転換や、高齢化等による担い手の減少、これに伴う後継者問題や労働力不足への対策は喫緊の課題となっている。

については、これらの事業が適正に執行され、その経済性、効率性、有効性が適切に確保されているかどうかについて検討することは県民の関心も高いところであると考え、「強い農林水産業の実現に向けた事業に係る財務事務の執行について」を本年度監査テーマに選定した。

第4 監査を実施した期間

令和4年4月1日から同年12月31日まで

第5 監査対象機関

- ・ 農林水産部
- ・ 中部総合事務所農林局
- ・ 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構」という。）

第6 監査の方法

- 1 監査の対象事業の概要把握のため、所轄部署の担当者へのヒアリングを実施した。
- 2 監査の対象年度の事務が適切に行われているかを確認するため、所轄部署へのヒアリング、関連資料の閲覧を実施した。
- 3 優良果樹園の維持管理経費の助成事業の実態把握のため現地視察を行い、関係者から状況の聴取を行った。

第7 監査の視点

包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項（住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を挙げるべき原則）及び第15項（組織及び運営の合理化に努めるべき原則）の規定の趣旨を達成するため、必要と認める特定の事件について監査を行うこととされている。（地方自治法第252条の37第1項）

いわば、包括外部監査人が行う監査は、住民の福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性をベースに地方公共団体の事業のあり方を新たな観点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、実施するものである。

私達4人は税理士であり、税務に関する専門家として、申告納税制度の理念に沿って、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としており、日常において、納税者たる県民の声を受け止める立場にある。

県民に自ら進んで納税してもらうためには、県民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄遣いは県民の納税意欲を減退させることにつながると考える。

我々はこのたびの包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負うつもりで県民の目線で監査することを心がけた。

具体的には次の着眼点で監査した。

- 1 関係法令、条例及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- 2 経済性・効率性・有効性（いわゆる「3E」）の観点から、合理的に実施されているか。

なお、本報告書において、「指摘」又は「意見」として付した事項については、「指摘」、「意見」の内容をそれぞれ次のとおり定義している。

「指摘」：関係法令、条例及び諸規程等の違反、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要であると考えられる事項

「意見」：関係法令、条例及び諸規程等の違反ではないが、経済性、効率性、有効性の観点から是正措置の検討が望まれる事項

第8 監査手続

次の日程により、各担当課から関係書類の説明を受け、ヒアリング及び監査を実施した。

また、関係先に対し現地確認を行った。

監査対象機関	実地日
準備調査（事前提供資料を受け監査方針等を策定）	5月24日(火)～7月19日(火)
予備調査（農林水産政策課、経営支援課）	7月20日（水）
予備調査（生産振興課、林政企画課、水産振興課、販路拡大・輸出促進課、食のみやこ推進課、ふるさと人口政策課）	7月22日（金）
本監査（農林水産政策課、経営支援課）	8月18日（木）
本監査（経営支援課、生産振興課）	8月23日（火）
本監査（林政企画課、水産振興課、販路拡大・輸出促進課、食のみやこ推進課）	8月26日（金）
本監査（農林水産政策課、経営支援課、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構）	10月6日（木）
本監査（農林水産政策課、生産振興課、林政企画課、水産振興課、販路拡大・輸出促進課、食のみやこ推進課）	10月7日（金）
現地確認（中部総合事務所農林局農業振興課）	10月21日（金）
現地確認（東部農林事務所八頭事務所農林業振興課）	11月8日（火）
オンライン監査（経営支援課、農地・水保全課）	12月15日（木）

上記の他に、外部監査人の事務所等で監査状況等の協議及び報告書の作成を実施した。

第9 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	牧野 芳光
外部監査人補助者	税理士	音田 勝正
外部監査人補助者	税理士	後藤 洋次郎
外部監査人補助者	税理士	駿同 利明

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 鳥取県の農林水産業の概要（取り巻く環境と各概要）

1 地理・地形的条件

本県は、本州の西南部、山陰地方の東部に位置し、北は日本海に面し、東は兵庫県、西は島根県、南は中国山地のりょう線を境に岡山県、広島県と隣接しており、東西 126km、南北 62km で東西方向に細長くなっている。

地形的には、中国山地が日本海側にせり出した形で横たわっているため、山陽側に比べ狭小急傾斜で山地が多い地形となっており、県西部に中国地方第一の高峰大山、東部に氷ノ山、扇ノ山等の急峻な山岳地帯が広がっている。一方、平野は三大河川（千代川、天神川、日野川）の下流を中心に開けているが、概して規模は小さい。海岸線は屈曲に乏しく、その 75%は平坦な砂浜海岸となって東西に続いている。沿岸地域が、東中部の砂丘域、中西部の岩石域及び西部の内湾に大別される。

また、本県特有の地形である砂丘は、急傾斜地を流れ出る河川の流砂と日本海の高潮、風波によって形成されたもので、三大河川の河口付近を中心に発達している。

このように山地が多く平野が少ない地形のため、全面積に占める耕地の割合は 9.7%で、全国の 11.5%を下回っている。

県土の状況

総土地面積	耕地面積	林野面積	耕地率		林野率	
			鳥取県	全国	鳥取県	全国
350,714ha	34,100ha	258,432ha	9.7%	11.5%	73.7%	65.5%

資料1：総土地面積は、国土交通省国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）」

2：耕地面積は、農林水産省「耕地及び作付面積統計」（令和3年）

3：林野面積は、「2020年世界農林業センサス」



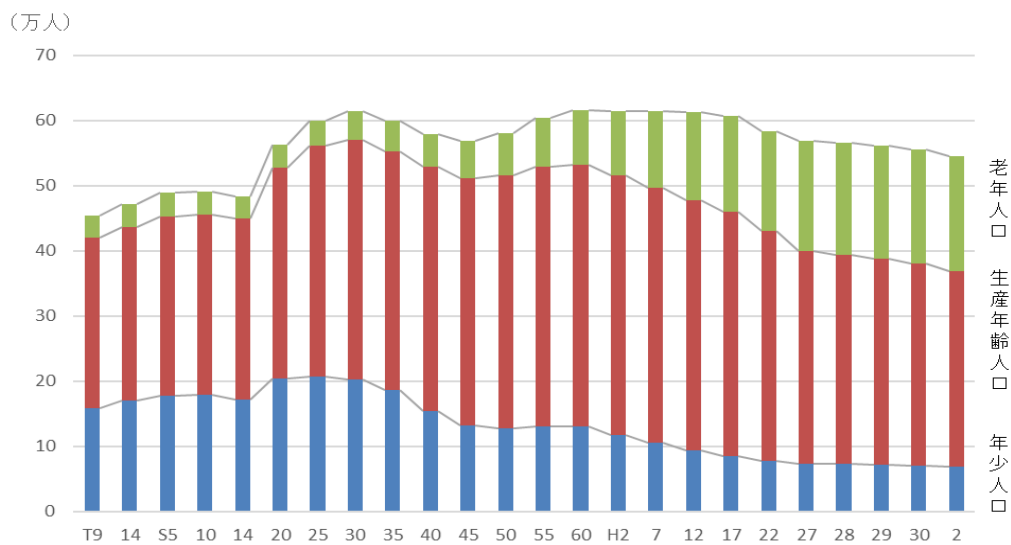
2 社会・経済的条件

本県は、行政ブロックでは中国地方に入っているが、経済的には大阪を中心とする近畿経済圏に属しており、人的往来、物資の移出入等京阪神地方との結び付きが強い。

令和3年10月1日時点の推計人口・世帯数は、人口54万8562人、世帯数22万693世帯で、ともに全国で最小である。次に経済構造を見ると、平成30年度県内総生産は、1兆9,080億円で、産業別の構成では、第1次産業が2.8%、第2次産業が21.6%、第3次産業が74.8%※となっている。

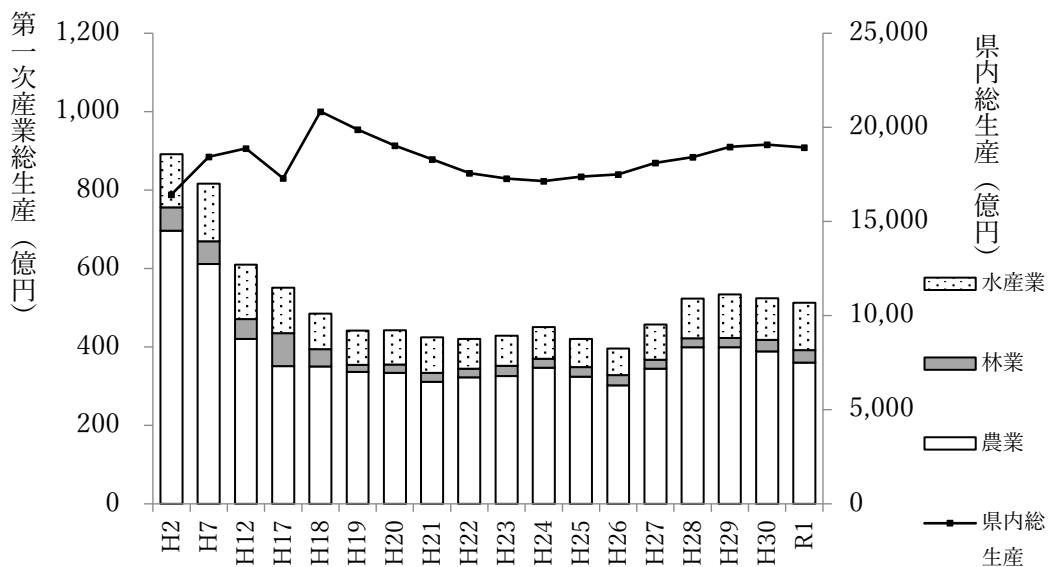
※輸入品に課される税・関税を含んでいるため、構成比の総計は100%に満たない。

年齢3区分別人口の推移



資料：鳥取県統計課「鳥取県年齢別推計人口」、H27年までは国勢調査人口、平成28・29年は平成27年国勢調査基準の10月1日現在推計人口。

第一次産業総生産の推移



資料：鳥取県統計課「県民経済計算」

県経済の主要指標

項目	単位	平成 26 年度	27	28	29	30	令和元年
総人口	人	576,804	573,441	569,554	565,124	560,397	560,517
就業者数	人	289,313	287,451	289,305	290,263	287,760	269,353
うち農林水産業	人	26,464	25,978	25,542	25,120	24,719	24,267
農 業	人	24,175	23,701	23,281	22,873	22,485	22,034
林 業	人	962	969	975	981	980	989
水 産 業	人	1,327	1,308	1,286	1,266	1,254	1,244
県内総生産(名目)	百万円	1,750,101	1,181,799	1,841,799	1,896,663	1,908,004	1,893,375
うち農林水産業	百万円	41,455	46,889	53,412	53,420	54,185	49,457
農 業	百万円	30,214	34,450	39,911	39,900	38,902	36,023
林 業	百万円	2,315	2,304	2,453	2,910	3,154	2,787
水 産 業	百万円	8,926	10,135	11,066	10,609	12,128	10,647
1人当たり県民所得	千円	2,229	2,334	2,373	2,485	2,515	2,439
県内総生産に占める農林水産業の割合	%	2.4	2.4	2.6	2.9	2.8	2.6
国内総生産に占める農林水産業の割合	%	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0

資料：鳥取県統計課「県民経済計算」、内閣府「国民経済計算」

注1：鳥取県の総人口は、平成27年は国勢調査人口、その他の年次は国勢調査人口を基に、外国人を含んだ人口動態により推計した人口である。

注2：就業者数は、二重雇用分を含んだ人数であるため、国勢調査の数値とは一致しない。

注3：就業者数は就業地ベースの人数。

注4：県内総生産は、産出額から中間投入を控除したものであり、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課せられる税（控除）、補助金からなる。

注5：国内総生産に占める農林水産業の割合の数値は、年度ではなく、暦年（1月1日から12月31日まで）。

注6：端数処理をしているため内訳と合計は一致しないことがある。

3 中山間地域の概要

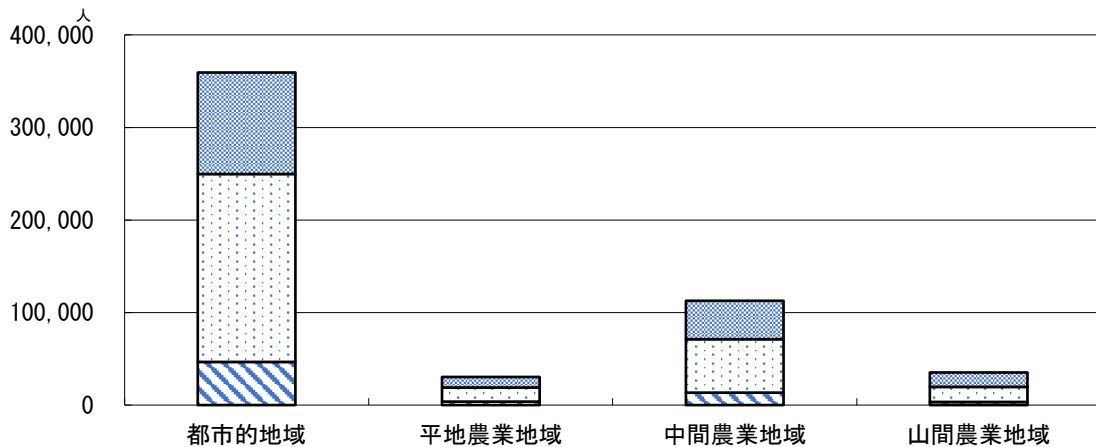
本県は、三大河川流域の水田地帯を除いてほとんどが中山間地域に分類される。面積で68%、耕地面積で55%を占める。

鳥取県の農業地域類型の概要

類型区分	市町村	面積		人口		耕地面積	
		(ha)	割合(%)	(人)	割合(%)	(ha)	割合(%)
全市町村	19	350,714	100	537,533	100	34,142	100
都市的地域	4	93,104	27	359,463	67	10,269	30
平地農業地域	2	19,691	6	30,219	6	4,930	14
中間農業地域	6	100,001	29	112,778	21	13,770	40
山間農業地域	7	137,918	39	35,073	7	5,173	15
中山間農業地域	13	237,919	68	147,851	28	18,943	55

- 資料1：面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和3年）
 2：人口：鳥取県統計課「鳥取県の推計人口（令和2年10月～令和3年9月）」
 3：耕地面積：農林水産省「耕地及び作付面積統計」（令和3年）
 注1：農業地域類型区分については、新市町村のものである。
 注2：端数処理をしているため内訳と合計は一致しないことがある。

年齢別人口と構成比



年齢	都市的		平地農業		中間農業		山間農業	
	地域 (人)	割合	地域 (人)	割合	地域 (人)	割合	地域 (人)	割合
0～14	46,501	13%	3,737	12%	13,162	12%	3,238	9%
15～64	203,190	57%	15,316	51%	57,743	51%	16,282	46%
65～	109,772	31%	11,166	37%	41,423	37%	15,553	44%
計	359,463	100	30,219	100	112,778	100	35,073	100

- 注1：鳥取県統計課「鳥取県の推計人口」（令和2年10月～令和3年9月）
 注2：年齢不詳は含まない
 注3：端数処理をしているため内訳と合計は一致しないことがある。

4 農業の概要

本県の農業生産は、三大河川に開けた水田地帯での水稲、県東中部の中山間地帯の傾斜地及び黒ボク丘陵地帯の梨を中心とした果樹、黒ボク畑及び砂丘地帯での野菜、大山山麓地帯の酪農、山間地域の肉用牛など多様な生産が行われている。

また、農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、地域における雇用機会の創出、文化・教育の場の提供等、重要な役割を担っている。

しかし、今、農業・農村は、生産額の減少や販売単価の低迷、高齢化などによる就業者の減少、農地面積の減少など様々な課題に直面している。

このような中で、活力ある農業、魅力あふれる農村の実現を目指して諸々の施策を展開している。

中国四国各県の主な農業指標の比較表

項目 県名	総 農家数 (R2)	耕地 面積 (R3)	農業 産出額 (R2)	米	野菜	果実	花き	畜産	その他	生産農 業所得 (R2)
				億円	億円	億円	億円	億円	億円	
鳥取県	戸 23,106	ha 34,100	億円 764 (100)	億円 150 (19.6)	億円 214 (28)	億円 64 (8.4)	億円 30 (3.9)	億円 290 (38)	億円 12 (1.6)	億円 275
島根県	27,186	36,200	620	189	101	43	16	253	14	249
岡山県	50,735	62,700	1,414	284	223	264	23	586	24	469
広島県	45,335	52,800	1,190	236	247	168	25	487	19	398
山口県	27,338	44,500	589	145	160	49	27	182	24	244
中国計	173,700	230,300	4,577 (100)	1,004 (21.9)	945 (20.6)	588 (12.8)	121 (2.6)	1,798 (39.3)	93 (2.0)	1,635
徳島県	25,119	28,100	955	123	352	95	33	255	86	334
香川県	29,222	29,300	769	121	242	69	27	281	28	290
愛媛県	34,994	46,200	1,226	150	197	532	28	258	61	467
高知県	19,924	26,200	1,113	114	711	111	58	82	29	354
四国計	109,259	129,800	4,063 (100)	508 (12.5)	1,502 (37.0)	807 (19.9)	146 (3.6)	876 (21.6)	204 (5.0)	1,445
全 国	千戸 1,747	千ha 4,349	億円 89,387 (100)	億円 16,551 (18.5)	億円 22,520 (25.1)	億円 8,741 (9.8)	億円 3,080 (3.4)	億円 32,279 (36.0)	億円 5,598 (6.3)	億円 33,403

資料1：総農家数は、「2020世界農林業センサス」

2：耕地面積は、農林水産省「耕地及び作付面積統計」（令和3年）

3：農業産出額及び生産農業所得は、農林水産省「令和2年生産農業所得統計」

下段（ ）は農業産出額の割合

注1：端数処理をしているため合計と内訳は一致しないことがある。

2：農業産出額は、品目毎の生産数量に品目毎の農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めたもの。

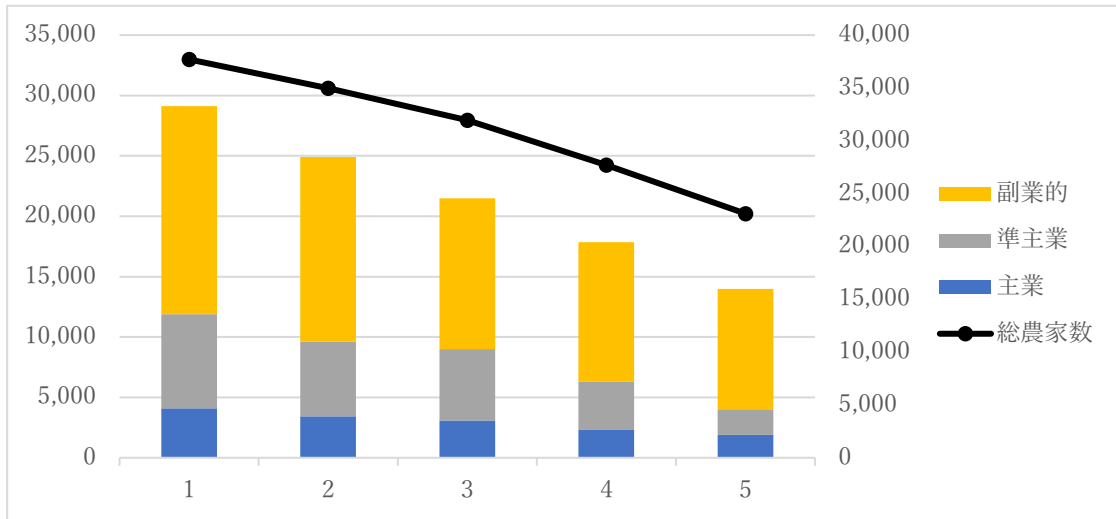
【農家及び農業従事者】

農家

総農家数、農業個人経営体（販売農家）ともに減少を続けている。

主副業別では、副業的経営体が全体の7割以上を占めており、65歳未満の農業従事者不足が顕著となっている。

総農家数及び販売農家数の推移



主副業別経営体数（販売農家）

単位：戸

区分	総農家数	経営体数 (販売農家数)	主業		準主業		副業的
				65歳未満の 農業専従者が いる		65歳未満の 農業専従者が いる	
平成 12年 2月	37,697	29,117	4,099	3,600	7,793	2,956	17,225
17年 2月	34,969	24,911	3,427	2,889	6,184	2,160	15,300
22年 2月	31,953	21,474	3,080	2,476	5,907	2,211	12,487
27年 2月	27,713	17,846	2,353	1,886	3,981	1,452	11,512
令和 2年 2月	23,106	13,911	1,906	1,550	2,119	729	9,965
構成比 (R2.2)	-	100.0	13.6	11.1	15.2	5.2	71.2
全国 (R2) (構成比)	1,747,079	1,037,342 (100.0)	230,855 (22.3)	201,514 (19.4)	142,538 (13.7)	56,007 (5.4)	663,949 (64.0)

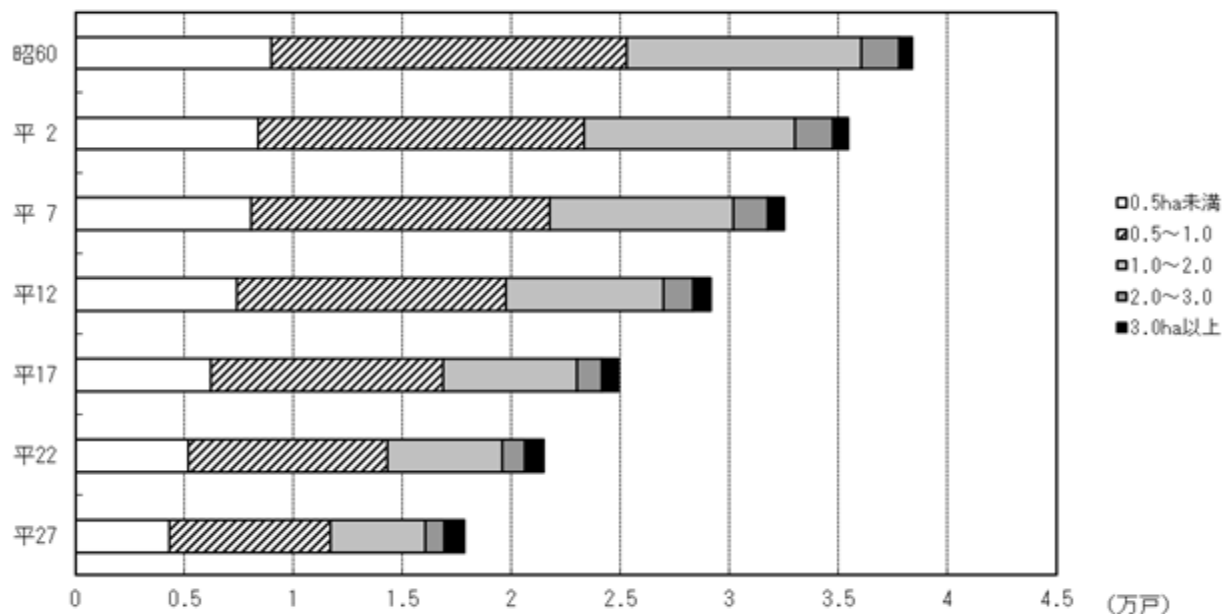
資料：農林業センサス

注1：「販売農家」（経営耕地面積30a以上または農産物販売金額50万円以上）のうち、農家所得の50%以上が農業収入かつ65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家を主業農家、農外所得が50%以上で65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家を準主業農家という。また、65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家を副業的農家という。

注2：2020農林業センサスからは「販売農家数」に替えて「経営体数」

農家数を経営耕地面積規模別にみると、「0.5ha～1.0ha」の割合が最も大きく、全国に比べて、「2.0ha～3.0ha」「3.0ha以上」の大規模農家の割合が小さくなっている。

経営耕地面積規模別農家数の推移



経営耕地規模別農家数（販売農家）

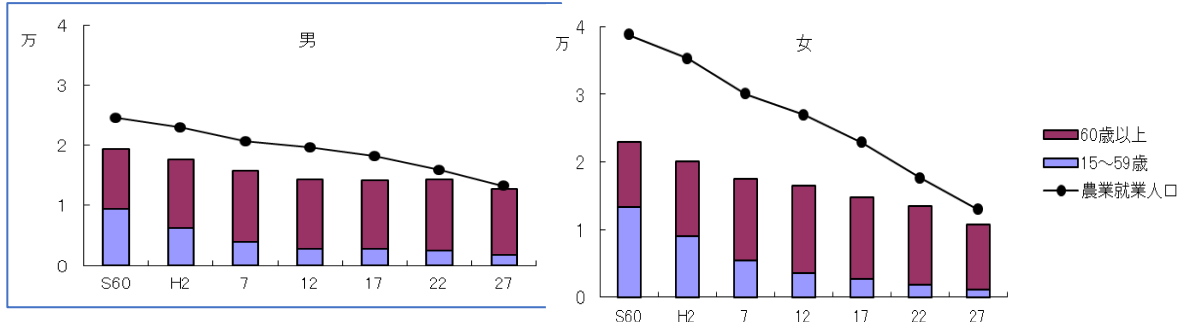
区分	農家数	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0ha以上	
昭和60年2月	38,345	8,983	16,262	10,762	1,773	565	
平成2年2月	35,433	8,391	14,934	9,679	1,717	712	
7年2月	32,495	8,016	13,725	8,421	1,561	772	
12年2月	29,117	7,374	12,331	7,268	1,342	802	
17年2月	24,911	6,198	10,674	6,093	1,148	798	
22年2月	21,474	5,165	9,147	5,241	1,036	885	
27年2月	17,846	4,273	7,437	4,304	906	926	
令和2年2月	14,481	3,819	5,705	3,160	725	1,072	
構成比	鳥取県	100.0	26.3	39.5	21.8	5.0	7.4
% (R2)	全国(都府県)	100.0	23.1	29.6	22.8	8.5	16.0

資料：農林業センサス

注1：端数処理をしているため内訳と合計は一致しないことがある。

注2：2020農林業センサスからは「販売農家数」に替えて「経営体数」

農業就業人口及び基幹的農業従事者数



資料：農林業センサス

注1：農業就業人口とは、農業従事者のうち「自営農業だけに従事した者」及び「兼業にも従事したが自営農業に主として従事した者」の合計をいう。

注2：基幹的農業従事者とは、農業に主として従事した世帯員のうち、ふだんの主な状態が「仕事(自営農業)に従事していた者」のことをいう。

令和2年の農業従事者数は3万3,880人、基幹的農業従事者数は1万7,342人であった。年齢別に見ると、農業従事者のうち、59歳までは基幹的農業従事者以外の者の割合が大きいが、60歳以上では基幹的農業従事者の割合が大きくなっており、60~69歳では51.8%、70歳以上では81.3%が基幹的農業従事者となっている。

また、基幹的農業従事者のうち、15~59歳の者の割合は11.1%の1,921人で、依然として農業就業構造は高齢者に依存する傾向となっている

年齢別農業従事者数（令和2年）

単位：人、%

区分	15~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計
農業従事者	1,484	2,267	3,131	4,498	9,702	12,798	33,880
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基幹的農業従事者	91	392	579	859	5,020	10,401	17,342
構成比(%)	6.1	17.3	18.5	19.1	51.8	81.3	51.2
その他	1,393	1,875	2,552	3,639	4,682	2,397	16,538
構成比(%)	93.9	82.7	81.5	80.9	48.2	18.7	48.8

資料：農林業センサス

農業就業人口及び基幹的農業従事者数（販売農家）

単位：人、%

区 分		平成 2 年	7	12	17	22	27	令和 2 年		
									構成比	
農 業 就 業 人 口	総 数	58,211	50,716	46,572	41,071	33,433	26,126	-	-	
	男	22,933	20,653	19,627	18,207	15,864	13,233	-	-	
	女	35,278	30,063	26,945	22,864	17,569	12,893	-	-	
基幹的 農 業 従 事 者	総数	計	37,739	33,267	30,702	28,887	27,675	23,435	17,342	100.0%
		15～59 歳	15,191	9,302	6,258	5,374	4,299	2,816	1,921	11.1
		60 歳以上	22,548	23,965	24,444	23,513	23,376	20,619	15,421	88.9
	男	計	17,708	15,835	14,295	14,113	14,271	12,664	10,210	58.9%
		15～59 歳	6,239	3,853	2,713	2,693	2,428	1,728	1,341	7.7
		60 歳以上	11,469	11,982	11,582	11,420	11,843	10,936	8,869	51.1
	女	計	20,031	17,432	16,407	14,774	13,404	10,771	7,132	41.1%
		15～59 歳	8,952	5,449	3,545	2,681	1,871	1,088	580	3.3
		60 歳以上	11,079	11,983	12,862	12,093	11,533	9,683	6,552	37.8

資料：農林業センサス

注：平成 2 年までは「16～59 歳」を調査対象としている。

近年の新規就農者（雇用を除く。）は、平成 21 年に 40 人を超え、以降 40～60 人程度で推移している。また、農業法人等への就業者は、経済雇用情勢の悪化、鳥取県版農の雇用支援事業等の雇用対策の効果もあり、平成 21 年に急激に増加した。平成 22 年、23 年は減少傾向にあったが、鳥取県版農の雇用支援事業の拡充もあり、平成 24 年は増加に転じ、以降 70～110 人程度で推移している。

新規就農者の状況

単位：人

区 分	平成 24 年	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3 (暫定)
自営就農した者	37	44	67	66	61	51	54	63	51	44
新規学卒	0	2	5	6	1	1	2	3	3	5
Uターン就農者	17	11	20	25	24	21	22	34	24	15
新規参入者	20	31	42	35	36	29	31	26	24	24
農業法人等へ就職した者	91	80	69	74	80	112	114	76	106	91
合 計	128	124	136	140	141	163	168	139	157	135

資料：経営支援課調べ。

注：自営就農した者：新たに農業経営を開始した者及び農家後継者として農業に従事した者

新規学卒：学校卒業後に就農した者（卒業後、研修を受けて就農した者も含む）

Uターン就農者：農家出身で他産業に従事後、就農した者

新規参入者：非農家出身で就農した者及び農家出身で実家の農業経営とは別に農業経営を開始した者

農業法人等へ就職した者：農業分野への就業のみを集計

5 林業の概要

本県の森林は259千haで、県土の約74%を占める。また、民有林の54%がスギ・ヒノキなどの人工林（124千ha）で、そのうち約8割が、間伐等の手入れが必要な60年生以下の森林である。

最近では、森林の持つ水源のかん養、土砂流出等の災害防止、地球温暖化防止及び保健休養の場の提供などの公益的な働きが注目されている。

鳥取県の森林面積

単位：千ha

区分	総面積	林野面積	林野率	内訳		
				国有林	民有林	民有林の人工林率
鳥取県	351	259	74%	32	227	54%
全国	37,798	25,048	66%	7,659	17,389	46%

資料：総面積は、国土交通省国土地理院「令和4年全国都道府県市区町村別面積調（4月1日時点）」。その他は、林野庁「森林資源の現況」

注：四捨五入の関係で内訳と合計は一致しないことがある。

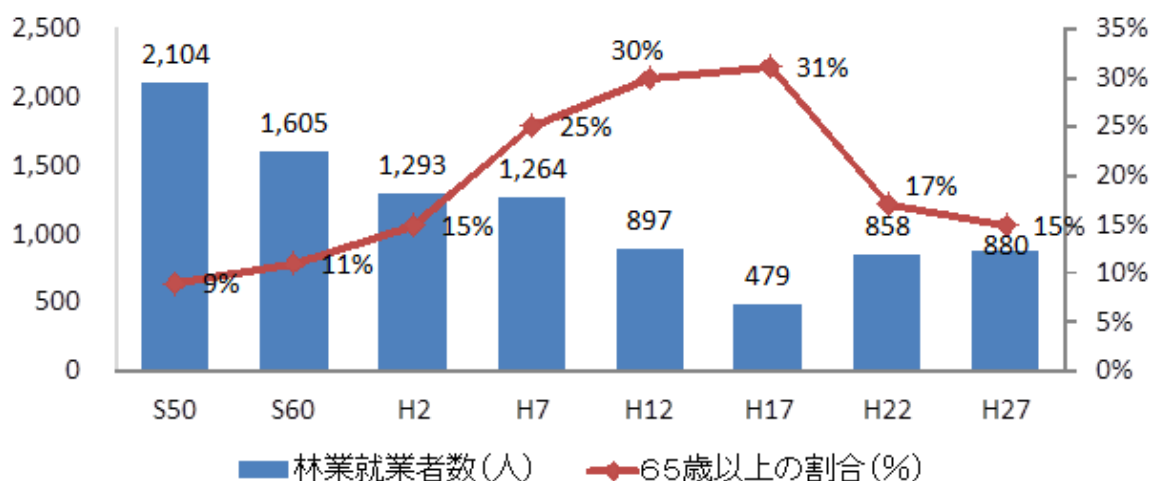
【林業の担い手と生産基盤の整備】

担い手

林業就業者数は長期的に減少傾向にあり、平成27年は880人で平成7年に比較すると70%に減少している。

さらに、65歳以上の従事者数の全就業者に占める割合は、平成27年時点で15%となっており、全産業の高齢化率よりも高い水準にある。

林業就業者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

6 水産業の概要

本県の海岸線の総延長は 133km で、東部と西部に天然礁が存在するが、海岸の多くは起伏の少ない砂浜域が占めている。このため、沿岸漁業では砂浜域に生息するヒラメ等が漁獲の主体となっていたが、近年はサワラ、ブリ類といった回遊魚の漁獲が増加している。

また、沖合は対馬暖流と山陰若狭冷水で形成される海域であり、表層では回遊性のクロマグロ、アジ等の浮魚類、底層ではズワイガニ、アカガレイといった底魚類が漁獲される。

本県の漁協は、平成 8 年に沿海漁協の信用事業が統合され、平成 10 年に当時 18 組合あった沿海漁協のうち 5 組合が合併し、鳥取中央漁協となった。その後、平成 15 年には鳥取中央漁協を含めた 9 漁協が合併し、鳥取県漁業協同組合となり、平成 16 年には鳥取県漁協を包括継承した全県を組合地区とする漁協が誕生した。令和 4 年には 1 漁協が解散したことにより、沿海漁協は 4 組合となっている。なお、4 沿海漁協以外に業種別漁協が 3 組合、内水面漁協が 5 組合ある。

本県漁業を取り巻く情勢は、新日韓漁業協定に基づく暫定水域の設定等により大きな影響を受けているとともに、漁場環境の悪化、水産資源の減少、後継者不足及び漁業就業者の高齢化、漁船の燃油価格の乱高下、消費者の魚離れ等の問題に直面しており、厳しい状況にある。

本県漁業は、漁船漁業が主体となっており、刺網漁業、釣漁業、小型底びき網漁業、定置網漁業を主体とした沿岸漁業と大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業等を主体とした沖合漁業に分けられる。また、本県西部の美保湾でのギンザケ養殖をはじめ、港湾を利用したワカメ、イワガキ養殖、ヒラメ、キジハタ、ギンザケ、マサバ等の陸上養殖、内水面のサケ・マス類の養殖など多様な養殖業が行われている。

このような状況にあって、鳥取の水産資源を安定的に供給する仕組みをつくるため、漁業経営の安定・所得向上と漁業経営体の減少に歯止めをかけることをミッションとして、水産業の体制強化と活気に満ちた漁村の実現に取り組んでいる。

漁業世帯数及び漁業就業者数

区分	計	自営 漁業 世帯	漁業 従事者 世帯	漁業就業者						
				計	男子					女子
					小計	15～24歳	25～39	40～59	60歳以上	
平 10	1,641	951	690	1,849	1,759	53	221	822	663	90
11	1,540	890	650	1,740	1,650	30	210	730	670	90
13	1,500	870	630	1,640	1,550	20	130	740	670	90
15	1,392	878	514	1,540	1,489	37	146	653	653	51
20	-	-	-	1,568	1,515	63	206	615	631	53
25	-	-	-	1,320	1,286	70	194	473	549	34
30	-	-	-	1,125	1,103	74	184	367	478	22
対 10 年比 (%)	-	-	-	60	62	139	83	44	72	24
構成比 (%)	-	-	-	100	98	7	16	33	42	2
男子構成比 (%)	-	-	-	-	100	6	16	33	43	-

資料：鳥取農林水産統計年報、漁業センサス
注 1：平成 16 年から鳥取県分は掲載されなくなった。
2：端数処理の関係で内訳と合計は一致しないことがある。
3：平成 20 年以降は世帯数調査なし。

漁港・港湾

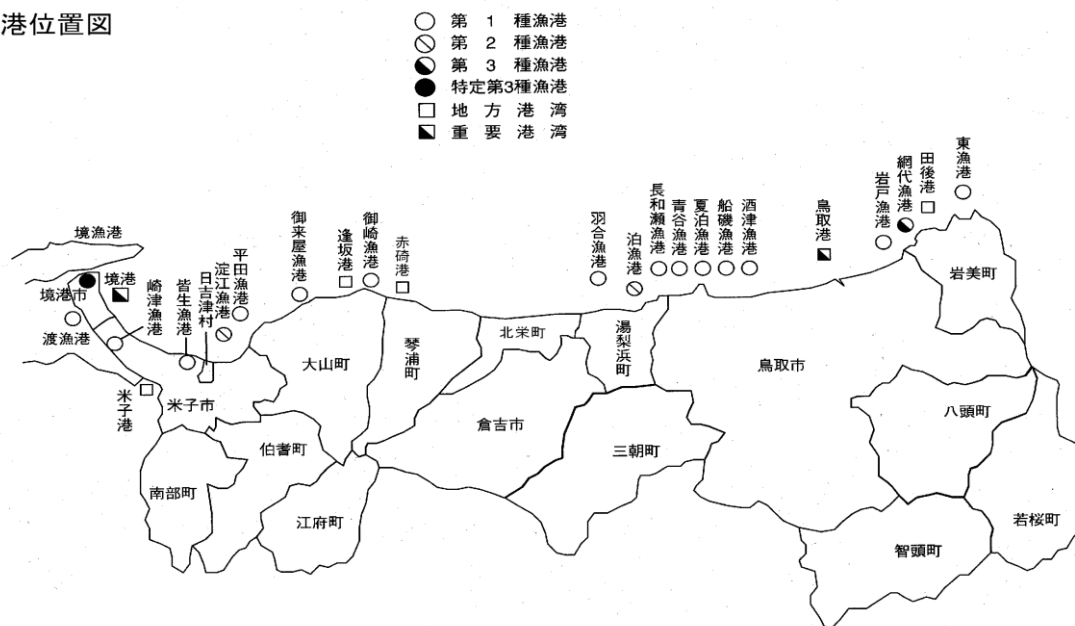
本県には漁業生産の基盤として、漁港が18港、港湾が6港ある。

港の区分状況

区分	港数	名称
漁港	第1種漁港	14 東漁港、岩戸漁港、酒津漁港、船磯漁港、夏泊漁港、青谷漁港、 長和瀬漁港、羽合漁港、御崎漁港、御来屋漁港、平田漁港、 皆生漁港、崎津漁港、渡漁港
	第2種漁港	2 泊漁港、淀江漁港
	第3種漁港	1 網代漁港
	特定第3種漁港	1 境漁港
港湾	地方港湾	4 田後港、赤碕港、逢坂港、米子港
	重要港湾	2 鳥取港、境港

注：第1種漁港：利用範囲が地元の漁業を主とするもの
 第2種漁港：利用範囲が第1種漁港より広く第3種漁港に属さないもの
 第3種漁港：利用範囲が全国的なもの
 特定第3種漁港：第3種漁港のうち、水産業の振興上特に重要なもの
 地方港湾：重要港以外の港湾で、おおむね地方の利害にかかるとのもの
 重要港湾：国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるもの

港位置図



出典：鳥取県農林水産業の概要（令和4年6月鳥取県農林水産部）

第2 監査対象とした農林水産業に係る事業

鳥取県の令和3年度における予算編成においては、主要産業の一つである農林水産業について、新型コロナから経済・雇用と暮らしを守ると銘打ち、「強い農林水産業の実現」に向けた各種事業の展開を図るため、積極的に予算計上を行うこととされた。

また、デジタル化の推進の中でも、スマート農業社会実装促進事業など農林水産業分野に係る予算計上も行われている。

強い農林水産業の実現 34 億円	
みんなでやらいや農業支援事業	155,071 千円
産地主体型就農支援モデル確立事業	13,020 千円
担い手確保・経営強化支援事業	6,698 千円
新規就農者総合支援事業	291,307 千円
農の雇用ステップアップ支援事業	44,589 千円
集落営農体制強化支援事業	67,384 千円
農地中間管理機構支援事業	154,999 千円
産地生産基盤パワーアップ事業	196,050 千円
鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	166,554 千円
漁業就業者確保対策事業	116,188 千円
特定漁港漁場整備事業	2,743,259 千円
「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業	45,000 千円
6次化・農商工連携支援事業	43,388 千円
(その他事業)	
デジタル化の推進 9 億円	
スマート農業技術の開発・実証事業	6,854 千円
スマート農業社会実装促進事業	36,464 千円
スマート林業実践事業	143,734 千円
(その他事業)	

このうち、「事業の予算規模」、「実質的な事業主体」、「効果測定の困難性」、「監査の有用性」などを総合的に勘案し、監査対象を次のとおりとした。

本年度監査の対象事業

(単位：千円)

【農林水産部】			当初予算額	
農林水産政策課	スマート農業社会実装促進事業	実装加速化支援	34,000	
		ドローン講習支援	1,930	
		負担軽減化支援	534	
	みんなでやらいや農業支援事業	がんばる地域プラン	25,474	
		がんばる農家プラン	現年 122,597 事故 7,000	
経営支援課	産地主体型就農支援モデル確立事業	産地受入モデル地区設置	300	
		産地受入条件整備	9,220	
		優良果樹園の維持管理	3,000	
		優良農地の受入条件	500	
	担い手確保・経営強化支援事業	機械・ハウス等施設整備融資残高助成	現年	0
			明許	6,698
	新規就農者総合支援事業	就農条件整備	41,541	
		農業次世代人材投資	171,307	
		就職氷河期世代新規就農促進	15,000	
		就農応援交付金	7,747	
		就農支援事業	1,345	
		親元就農促進支援	32,200	
		担い手業務推進	22,167	
	農の雇用ステップアップ支援事業	未来を託す農場リーダー	38,988	
		農業コラボ研修	5,601	
	集落営農体制強化支援事業	人材確保型支援	4,324	
		規模拡大・発展型支援	63,060	
	農地中間管理機構支援事業	農地中間管理機構支援	153,988	
		基盤強化法特例	1,011	
生産振興課	産地生産基盤パワーアップ事業	整備	現年 0 明許 173,050	
		生産支援	現年 0 明許 23,000	
	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	鳥取型低コストハウス	現年	0
			明許	166,554
林政企画課	スマート林業実践事業	航空レーザー測量	143,734	
水産振興課	漁業就業者確保対策事業	漁業研修	80,018	
		漁業経営開始円滑化	34,165	
		漁業活動相談員設置	1,901	
		その他	104	
	特定漁港漁場整備事業		現年 516,000 遞次 2,227,259	
販路拡大・輸出促進課	「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業		45,000	
食のみやこ推進課	6次化・農商工連携支援事業	初めての6次産業化バックアップ	900	
		もうかる6次化・農商工連携支援	29,434	
		審査会開催経費	304	
		6次化人材育成支援	450	
		支援体制整備	11,800	
		支援事業情報発信促進	500	

第3章 監査の結果

第1 農林水産部農林水産政策課

1 スマート農業社会実装促進事業

(1) 事業の概要

高齢化等による担い手の減少が進む中、持続可能な農業を実現するためには、省力化技術の開発・導入が喫緊の課題となっている。県が令和元年度から実証してきたスマート農業技術の現場への普及拡大及び課題解決を図る。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
実装加速化支援	スマート農業の実践に必要な農業用機械等の導入に係る経費を支援する。	【補助率】 県1/3、市町村1/6 【県補助上限】 ・個人300万円 ・任意組織・法人等700万円（共同利用は個人600万円、任意組織・法人等1,400万円）	認定農業者、集落営農組織、任意組織、市町村公社
ドローン講習支援	農業に用いるドローンの操作講習に係る経費を支援する。	【補助率】 県1/2 【補助上限】 1名当たり150千円	認定農業者、集落営農組織(構成員及び従業員を含む)
負担軽減支援	果実・野菜の収穫作業や選果場等の集出荷施設において、作業の軽労化に向けたアシストスーツ等の導入に係る経費を支援する。	【補助率】 県1/3 【補助上限】 150千円	認定農業者、集落営農組織、任意組織

(3) 事業実績（決算額）

区分	件数	事業費	補助金額
実装加速化支援	35件	197,512千円	65,775千円
ドローン講習支援	19件	6,707千円	3,353千円
負担軽減支援	9件	2,069千円	689千円
合計			69,818千円

(4) 監査結果

(実装加速化支援)

ア 補助金の交付における消費税等の取扱い等【意見】

補助金の交付における消費税等の取扱い等については、「スマート農業社会実装促進事業」に限った事柄ではなく、他の事業にも共通する事柄なので、まず補助金交付に係る共通の問題として意見を述べる。

補助金の交付に当たっては、各補助金の交付要綱により定められているところ、監査した各事業の交付要綱とも、補助金の交付における消費税等の取扱い等について、概ね①補助金の額は、消費税の申告により仕入控除税額がある場合は、これを除いた金額を補助対象経費の額とした上、これに補助率を乗じた金額以下とし、②

対象者が免税事業者、簡易課税選択事業者、特定収入割合が5パーセントを超える公益法人等若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、①にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができるとし、③事業計画書及び実績報告書において、消費税の取扱いとして「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」の別の記載を求め、④実績報告の際に、その時点で明らかになっている仕入控除税額が交付決定に係る仕入控除税額を超えるときは、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならないとし、⑤実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告（交付決定）に係る仕入控除税額を超える場合は速やかに報告する、といった流れになっている。

しかしながら、これらの流れには、次の問題点が見受けられるため、改善を求める。

(ア) 補助対象経費の額の検証のための資料として請求書、領収書の提出を求めているものの、仕入控除税額の検証のための資料としては、事業計画書及び実績報告書の「一般課税事業者」等の記載内容だけであり、記載内容を検証すべき資料（例えば、消費税の確定申告書の写しなど）の提出を求めておらず、また、事後的措置としても、申告した仕入控除税額が実績報告（交付決定）に係る仕入税額控除を超える場合などに限って報告を行うといったような補助事業者からの自主的な行動に委ねた規定となっていることから、公金の支出には十分な検証が必要であるとの考え方に基づくならば、このような規定、取扱いは不十分であるといわざるを得ない。

したがって、補助金を交付した全員、対象者を絞れるのであればその対象者に対して消費税の確定申告終了後に仕入税額控除の報告と消費税の確定申告書等の写しの提出を求めることを検討されてはどうか。

この点、担い手育成・確保等事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12構改B農林水産事務次官依命通知）の第13では、仕入控除税額が明らかでない場合で消費税を控除せずに補助金の交付申請した全員に対し、申告により仕入控除税額が確定した場合は速やかに地方農政局に報告書と消費税確定申告書等の写しの提出を求めているほか、仕入税額控除が明らかでない場合又はない場合であっても（簡易課税選択事業者や免税事業者等）、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに報告書と関係書類（免税事業者の場合は前々年度に係る所得税の確定申告書、損益計算書等の写し等）の提出を求めているところであり、また、他の都道府県においては、補助金を交付した者から仕入控除税額の報告と消費税確定申告書等の写しの添付も求めている補助事業もあるので、これらを参考にし、補助金交付要綱の見直しをされたい。

(イ) 事業計画書及び実績報告書において、消費税の取扱いとして「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」の別の記載を求めているが、交付要綱では、これらのほか、「特定収入割合が5パーセントを超える公益法人等」、「地方公共団体」、「仕入控除税額が明らかでないとき」の場合も規定していることから、「一般課税事業者」等の3区分だけの表示では不十分である。

また、一般課税事業者においても、次表に示すように請求書等に記載された消費税をそのまま仕入控除税額とすることができない者もいることから、「一般課税事業者」の記載をもって仕入控除税額の額を検証することもできない。

仕入控除税額がないケース	① 個別対応方式で非課税売上に対応分 ② 補助対象経費が人件費等の非課税仕入		
仕入控除税額があるケース	課税売上5億円以下でかつ課税売上割合が95%以上		全額仕入控除税額
	課税売上5億円超又は課税売上95%未満で一括比例配分方式により申告		課税売上割合を乗じたものが仕入控除税額
	課税売上5億円超又は課税売上95%未満で個別対応方式により申告	課税売上のみに対応したもの 課税売上と非課税売上に共通するもの	全額仕入控除税額 課税売上割合を乗じたものが仕入控除税額

さらに、消費税の一般課税事業者、簡易課税選択事業者、免税事業者については、課税期間が開始される前に決まるところであり、免税事業者が課税事業者を選択する場合も、課税期間が始まる前に課税事業者選択届出書を提出する必要があるが、令和5年10月からの適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）の施行に伴い、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間は、免税事業者は課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受け、一般課税事業者又は簡易課税選択事業者になることが可能になった。

そのため、事業計画の時には免税事業者でも、実績報告の時には一般課税事業者といったことも想定されるところである。

したがって、これらの問題に対処するためにも、上記(ア)で示した仕入控除税額の報告と消費税の確定申告書等の写しの添付が必要ではないかと考える。

(ウ) 簡易課税選択事業者や免税事業者等について、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができる旨の規定は、後の第2中の5(4)イ(P39)及び第7中の1(4)ア(P60)で示すように、不公平な補助金の交付を招くことになるので、補助金交付要綱の見直しが必要である。

この点、他の都道府県においては、全ての助事業者について、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額で補助金を交付した上、その後の

消費税の確定申告を待って、補助事業者から仕入控除税額の報告を求めるとともに、その検証として消費税の確定申告書等の写しの添付を求め、確定した仕入控除税額に基づき補助金の返還を求める方式を採用している補助事業もある。

この方式は、①不公平な補助金の交付を防止できるほか、②補助金交付前の仕入控除税額の判断事務等の省力化、③確定した仕入控除税額を確認した上での補助金の確定といったメリットが考えられるので、このような方式を含めて補助金交付要綱の見直しを検討されたい。

(実装加速化支援 外)

イ 補助対象事業費の見積り方法【意見】

県の会計規則によれば、一般競争入札を原則としながら、この例外として、地方自治法施行令で定める場合に限り、指名競争入札や随時契約を認めている。

なお、随時契約を行う場合においては、金額等の基準を設け、例えば予定価格が50万円以上の場合にあつては3者以上から見積書を徴取するなど競争原理に基づいた厳格な財務執行の手続が定められている。

しかしながら、監査対象とした各事業の実施要領（及び運用）においては、1者見積もりで可（「漁業経営開始化事業費補助金」など）としているものから、4者以上見積り（鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金）としているものなど区々である。

監査初日において、各補助金等においては県の基準に沿って、競争原理に基づいた厳格な財務執行の手続が定められている旨の説明があつたものの、その執行状況は前述のとおりである。

また、複数から見積書を徴取した場合にあつても、一番遅く提出した見積りが僅かな金額の差で落札されたものなども見受けられた。

これについては、必ずしも不適切であると言い切れるものではないが、補助金額の基礎となる事業費自体に関わる重要な事項であることから、より慎重な対応が求められるものと思われる。各事業の交付要綱は各担当課で起案された後、財政課が共通の目線で合議されると聞くことから、より適切な財務執行に向けて、財政課が、実施要領を含めて各担当課を指導されることを期待する。

(実装加速化支援)

ウ 補助対象以外への補助金の交付【指摘】

補助金交付要綱によれば、補助金対象経費は、①ICTやロボット技術を活用した農産物分野、畜産分野及び耕畜連携に関する機械及び設備を導入する初期費用と、②機械及び設備に関する費用（主な機械及び設備を列挙）となっているが、ハウスのリアルタイム環境測定装置・自動開閉装置等の補助事業に関し、これらの設置費用のほか構築物である引込柱の設置費用も含めて補助金対象経費が算定され補助金が交付されていた。

補助金交付要綱にある「機械及び設備」以外の「構築物」まで補助対象とする要綱違反の補助金の交付であると言わざるを得ない。

仮に、この「構築物」が「機械及び設備」に関連した重要なものであるという理由で補助対象としたとしても、「機械及び設備」に限定して「構築物」を外して補助金の交付申請した者がいれば公平性の問題が惹起することとなるほか、補助対象経費の認定に恣意性があるのではないかと疑念を招くことになる。

今後とも関連した「構築物」も補助対象とするのであれば、補助金交付要綱を改正し、公平性・透明性を確保すべきである。

(ドローン講習支援)

エ 県外在住者への補助金の交付【意見】

ドローン講習支援事業の補助対象者は、認定農業者、集落営農組織（構成員、従業員を含む）と規定されているが、他県在住のA氏に補助金が交付されている。

A氏は、県内市町村の認定農業者であるため、上記の規定に反するものではないが、そもそも、鳥取県の補助金は、限られた予算の中で住民の福祉等の増進のために有効な活用が期待されているものと考えられるところであり、原則として、鳥取県の住民や鳥取県に所在する法人等を対象にすべきではないかと思われる。

「アグリスタート研修支援事業」では、支援を受ける研修生の要件を「鳥取県へ移住又は在住し、独立就農する意欲を有すること」と、「農の雇用ステップアップ支援事業」（農業コラボ研修事業）では、新たな従業員（研修生）の要件に「就業意欲を有し、本事業での研修終了後も継続して就業する意思がある県内在住者」と規定されているところであり、ドローン講習支援事業の対象者についても同様に、補助金交付要綱等に対象者として明記すべきである。

また、例外的に、県外者、県外法人等への補助金の交付を可とする場合においても、その旨を補助金交付要領等に明確に規定すべきである。

なお、当該補助金の対象者は、その構成員や従業員まで拡大されているが、これに該当するものとして交付しているのであれば、現住所地を含め、地域農業への従事度合など、十分な検討を行った上で交付すべきであり、透明性の観点からその事

績を残すべきである。

2 みんなでやらいや農業支援事業

(1) 事業の概要

市町村が中心となっていく地域農業を核とした地域活性化の取組や、意欲的な農業者の規模拡大などの経営発展の取組を支援し、地域の活性化や雇用の創出を目指す。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
がんばる地域プラン事業	「がんばる地域プラン」の実現に向け、ソフト、ハードの総合的な支援事業を実施する。	【補助率】 県：ハード1/3・ソフト1/2、市町村1/6 【事業期間】 5年 【事業費上限】 100,000千円 (事業期間の合計額)	市町村
がんばる農家プラン事業	意欲的な農業者や法人、任意組織が作成した「がんばる農家プラン」に基づいて行う創意工夫を生かした取組に対し補助する。	【補助率】 県1/3、市町村1/6 【事業期間】 3年 【単年度補助上限】 ・個人300万円/年 ・農業を営む法人、任意組織700万円/年	農業者、農業を営む法人、任意組織

(3) 事業実績（決算額）

区分	件数	事業費	補助金額
がんばる地域プラン事業	5市町	40,332千円	16,176千円
がんばる農家プラン事業	44件	382,629千円	117,751千円
合計			133,927千円

(注) がんばる農家プラン事業には、事故繰越分 7,000 千円を含む。

(4) 監査結果

(がんばる地域プラン事業)

ア 「清流で育つ米と健康をはぐくむエゴマで元気な町づくり」の支援内容等の見直し【指摘】

平成 28 年度に認定した B 町のプラン「清流で育つ米と健康をはぐくむエゴマで元気な町づくり」（「●●町がんばる地域プラン（抜粋）」（P26）については、水稲（B 米）とエゴマ生産を核として、担い手・新規就農者を確保し、地域の農業後継者を育成し農地を次世代につなぐものであり、令和 3 年度の事業内容は、エゴマ成分分析・害虫試験・販売促進等として事業費は 503,951 円であり、補助金はその 1/2 の 251,975 円である。

また、令和 3 年度までの 5 年間で総額 22,025 千円が交付されている。

同事業は令和3年度が最終年度に当たるが、目標に対する実績は（「プランの実施状況報告（抜粋）」（P27））のとおり、担い手・新規就農者の確保に対する取組や、人・農地プランの充実（集落毎のプラン作成数）、並びにエゴマ生産に対するものの実績値が極めて低調な状況にある。

特に、町内エゴマ生産面積の拡大では、平成28年度の現状5.0haから、令和3年度は目標15.0haに対し5.1haと、目標達成率は34%であり、令和3年度のエゴマ搾油量は、目標1,000リットルに対し、達成比率は16.1%に留まっている。

なお、生産者の出荷販売金額も低下しており、生産者の生産意欲の減退も著しい状況と推察される。

加えて、補助金を活用して整備されたエゴマ栽培用のトラクター、コンバインなどの機械類及びエゴマ搾油・加工設備も他用途転用もできないことから、利用状況は低調である。

また、当初のプランでは、担い手間の連携強化策の一つとして「26条会議（農地中間管理事業推進に関する法律第26条に基づくもの）」の開催を軸としたプランの推進が掲げられていたが、近年は全く開催されていない状況にある。これについて担当課からは、別途「B町人・農地問題解決推進チーム会議」で協議を進めている旨の説明があったものの、「26条会議」の開催目的が、「定期的に農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ公表することで、事業の円滑な推進と地域の調和に配慮した農業を図る」ものであることを考えると、プランの推進には同会議の開催を含めた多段階的な会議開催による連携強化が求められるものと思われる。

令和3年度の補助金事業計画では、道の駅「B」を事業主体として、エゴマ商品販売促進活動が予定されていたが、関係者間の協議もないままに中止されていたことも把握されており、関係者間の円滑な連携も懸念されることである。

また、実施要領の事業目的には、「地域における農業の生産額拡大や担い手の育成には、地域の力を結集し一丸となって取り組んでいくことが必要であり、県は市町村が地域の農業者等との合意形成を基礎として策定する、農業を活性化することを主眼とした振興計画の策定を支援するとともに、その実現に必要な支援を行うことにより、地域の活性化や雇用の創出を図る」とあるが、これに照らしても十分な成果が得られていないと言わざるを得ない。

実施要領の9（プラン実施状況の報告）においては、目標に対する実績が7割に満たない場合は、報告すべき期間を延長するものとし、その期間は7割以上になるまでとされており、その期間は支援事業により導入した機械等の耐用年数までを最長とする旨規定されている。

当該プランの場合は令和2年度までに施設及び機械整備事業を終了していることから、それぞれの最長年度は、機械は令和9年度、施設は令和14年度になると

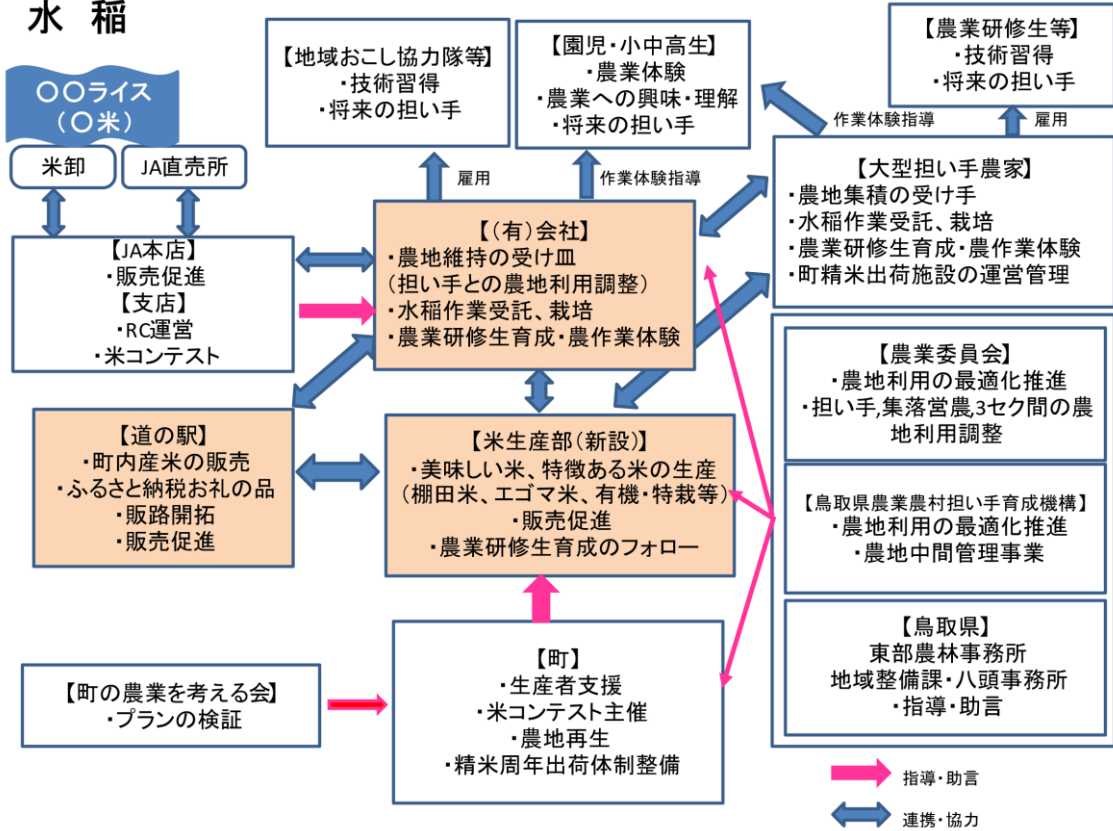
思われるが、現状では（今後どのように管理されるか不明であるが）、目的の達成は困難であると思われる。

地域農業を核とした地域の活性化やこれを支える担い手の育成の重要性は十分に理解できるところであるが、多額の補助金を投入しながら、施策目標に遠く到達する見込みがない現状を見ると、そもそものプランでの有効性の判断基準自体（目標）が達成困難なものであったのではないかと疑われるばかりか、結果として、税金の無駄遣いとこの誹りを受けざるを得ないと強く警鐘したい。

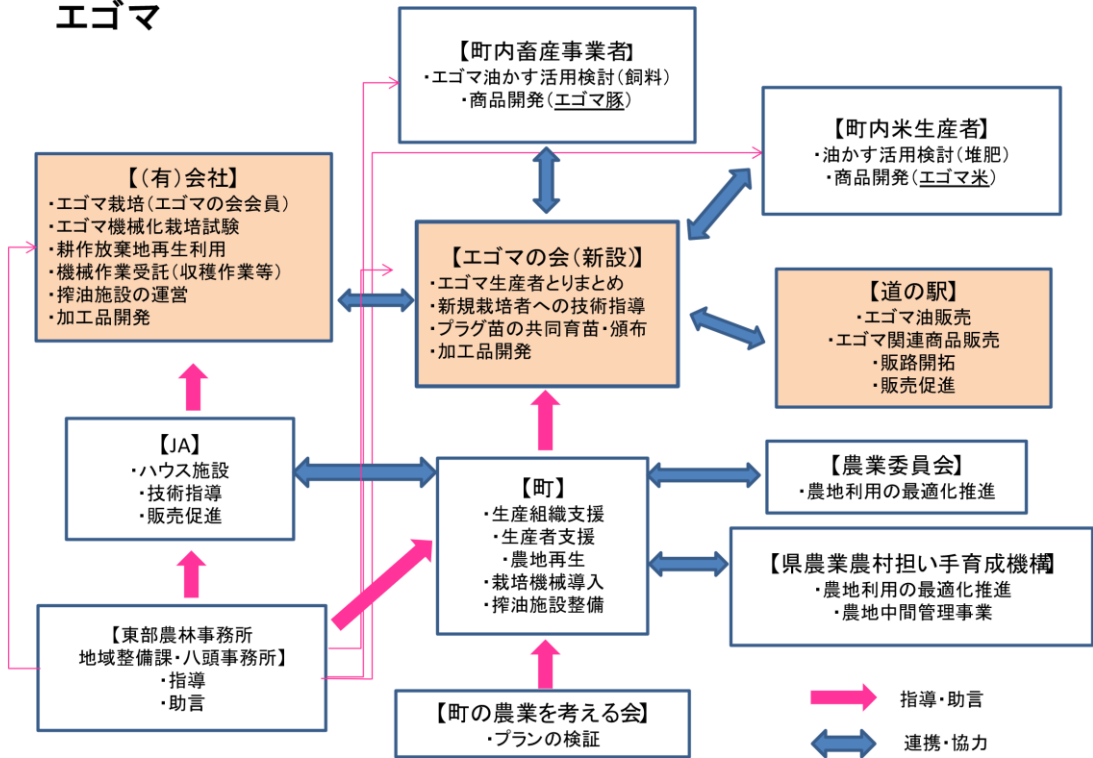
県及び関係機関におかれては、農業者の意向を十分に踏まえた上、実のある連携強化と役割分担の見える化を図って、目的達成に向けた支援内容等の見直し、立て直しを行っていただくよう要望する。

「●●町がんばる地域プラン（抜粋）」

水 稲



エゴマ



「プランの実施状況報告（抜粋）」

別記様式5

プランの実施状況報告書

- 1 プラン策定主体名
●●町
- 2 プラン名
清流で青つ米と健康をはぐくむエゴマで元気な町づくり
- 3 プラン認定年月日
平成29年2月

4 プランに掲げた目標に対する達成状況

(1) 担い手・新規就農者の確保に関する取組

具体的な取組内容（項目）	目 標 及 び 実 績					
	現 状 平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規就農者	0人	— 1人 (33.3%)	— 1人 (33.3%)	— 1人 (33.3%)	— 1人 (33.3%)	3人 1人 (33.3%)
農業研修生の受け入れ （地域おこし協力隊含む）	2人	— 0人 (0.0%)	— 0人 (0.0%)	— 1人 (20.0%)	— 1人 (20.0%)	5人 1人 (20.0%)
集落営農組織	2組織	— 2組織 (40.0%)	— 2組織 (40.0%)	— 2組織 (40.0%)	— 2組織 (40.0%)	5組織 2組織 (40.0%)
認定農業者数	5人	— 6人 (75.0%)	— 6人 (75.0%)	— 6人 (75.0%)	— 6人 (75.0%)	8人 7人 (87.5%)

(2) 農地利用の効率化・維持管理に関する取組

具体的な取組内容（項目）	目 標 及 び 実 績					
	現 状 平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
センチビートグラス施行集落数	5組織	— 5組織 (62.5%)	— 6組織 (75.0%)	— 7組織 (87.5%)	— 9組織 (112.5%)	8組織 9組織 (112.5%)
人・農地プランの充実 （集落毎の作成数）	0組織	— 0組織 (0.0%)	— 1組織 (20.0%)	— 2組織 (40.0%)	— 2組織 (40.0%)	5組織 2組織 (40.0%)
農地中間管理事業による利用権 設定面積	2.5ha	— 9.4ha (62.7%)	— 12.1ha (80.7%)	— 13.3ha (88.7%)	— 15.0ha (100.0%)	15.0ha 16.9ha (112.7%)

(3) 核となる品目の生産振興に関する取組（水稲）

具体的な取組内容（項目）	目 標 及 び 実 績					
	現 状 平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
「●●米」生産組織の立ち上げ	0団体	— 1団体 (0.0%)	— 0団体 (0.0%)	— 0団体 (0.0%)	— 1団体 (100.0%)	— 1団体 (100.0%)
特別栽培米栽培面積	15.0ha	— 21.0ha (70.0%)	— 23.9ha (79.7%)	— 24.0ha (80.0%)	— 29.7ha (99.0%)	30.0ha 38.1ha (127.0%)
共同精米集荷施設の整備	0	— 0 (0.0%)	— 0 (0.0%)	— 0 (0.0%)	— 1 (100.0%)	— 1 (100.0%)

(4) 核となる品目の生産振興に関する取組（エゴマ）

具体的な取組内容（項目）	目 標 及 び 実 績					
	現 状 平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
エゴマ生産組織（規約有）の立ち上げ	0組織	— 1組織 (100.0%)	— 1組織 (100.0%)	— 1組織 (100.0%)	— 1組織 (100.0%)	— 1組織 (100.0%)
エゴマ栽培の機械化・受託体制の整備	0	— 0 (0.0%)	— 0 (0.0%)	— 1 (100.0%)	— 1 (100.0%)	1 1 (100.0%)
町内エゴマ生産面積拡大	5.0ha	6.0ha 7.0ha (116.7%)	8.0ha 6.0ha (75.0%)	10.0ha 7.8ha (78.0%)	12.0ha 5.3ha (44.2%)	15.0ha 5.1ha (34.0%)
エゴマ搾油体制の整備（加工施設整備）	0	— 1 (100.0%)	— 1 (100.0%)	— 1 (100.0%)	— 1 (100.0%)	— 1 (100.0%)
エゴマ搾油量	300%	450% 220% (48.9%)	600% 71% (11.8%)	750% 283% (37.7%)	900% 143% (15.9%)	1,000% 161% (16.1%)
エゴマ商品開発	1	— 2 (40.0%)	— 2 (40.0%)	— 3 (60.0%)	— 6 (120.0%)	— 5 (100.0%)

※具体的な取組内容欄はプランの目標項目数に合わせて、追加すること。
※目標欄については、項目毎に2段書きとし、上段に目標値、下段に実績値と目標値に対する割合(%)を括弧書きで記載すること。

(がんばる農家プラン支援事業)

イ 県外住民への補助金の交付【意見】

A氏は、他県の住民であるが、同支援事業の2回目として、鳥取県はコンバイン導入の補助金として3,000千円を交付している。

県担当課の説明では、認定農業者であり、営農区域の市町村からの申請により、補助金の交付手続を行ったとしており、同事業の補助金交付要綱には、県内在住者に限る旨の規定がないことから、認定農業者の取組であって、そのプランを実行することにより、地域農業の振興、地域の活性化にメリットがあることの要件を満たす場合で、補助対象とする機械、施設等については県内での利用を前提として規模の妥当性の判断が行われている場合には、限定的ではあるが補助金対象事業とすることはあり得るとしている。

一般的には、県補助金は限られた予算の中で、鳥取県の住民の福祉の増進のため、有益な活用が期待されているものと思われるが、他県でも、企業等農業参入事業として、県外の認定農業者等に対し、補助金を交付している例や、逆に、他市では、同市内に住所を有し、かつ市税の滞納がない認定農業者に限定して補助金を交付している例など様々であることから、県外住民も対象の可能性があれば、後のウ(P28)にあるように、地域毎で異なるプランの審査基準によって、異なる結果にならないよう、公平性及び統一性の観点から、補助金交付要綱等にもその旨を明記した方が良いと思われる。

(がんばる農家プラン支援事業)

ウ 地域毎で異なるプランの審査基準【指摘】

鳥取県内の各事務所(東部・八頭・中部・西部・日野)における農業関係プランの審査基準を検討したところ、各事務所の審査基準等についてそれぞれ異なる基準によって運用されている。

同じ県内でありながら同一の事業において地区それぞれの取扱いが異なっていることは統一性を欠くものと言わざるを得ない。公平性の観点から見ても、各事務所で同一の基準を設定され、運営されるべきと考える。

令和2年度に西部で申請され、「不採択」となった2事例(いずれも評価点合計の平均は16.4点で、審査基準のうち1項目の平均点が2.8点のもの)を見ると、いずれの場合とも、西部基準では僅かに審査会での評価点に至らず「不採択」となっているが、仮に東部及び八頭の基準であったならば、審査会で協議の上で「採択」することが可能となっている。

いずれの事例とも翌年度(令和3年度)に再申請が行われ「採択」されている。それぞれの年度に提出された「農業プラン」を比較すると、プラン自体は大きく変わることはないが、翌年度にプランの再構築が図られたことから、「採択」に至ったも

のと推察される。

令和2年度の西部の審査基準が、仮に東部基準と同一であったとしても、必ずしも「採択」されるものではないと思われるが、取組が1年遅くなったことにもなりかねないことから、公平性及び統一性の観点からは、不適切と言わざるを得ない。

各事務所の認定基準は次のとおりである。

【東部】 審査委員5名をもって組織する。(運営要綱第3条)

(認定基準) 意見の決定に当たっては、各委員の評価点合計の平均が15点以上の場合に限り認定することを原則とする。ただし、15点以上であっても、平均で2点に満たない又は2点以下が3名以上の審査項目がある場合には、協議の上決定することとする。

【八頭】 審査委員5名をもって組織する。(運営要綱第3条)

(認定基準) 意見の決定に当たっては、各委員の評価点合計の平均が15点以上の場合に限り認定することを原則とする。ただし、15点以上であっても、平均で2点に満たない又は2点以下が3名以上の審査項目がある場合には、協議の上決定することとする。

【中部】 審査会は、委員7人以内とする。(運営要綱第3条)

(認定基準) 審査基準ごとの平均点が3点以上で、総合評価の平均点が15点以上のプラン。審査基準の1項目の平均点が2点以上3点未満、その他の項目が3点以上で、総合評価の平均点が17点以上のプラン。

【西部】 委員5人をもって組織する。(運営要綱第3条)

(認定基準) 審査基準ごとの平均点が3点以上で総合評価の平均点が15点以上のプラン。審査基準の1項目の平均点は2点以上3点未満だが、その他の審査項目の平均点が3点以上かつ、総合評価の平均点が17点以上のプラン。

【日野】 審査委員 資格の指定はあるが、人数指定なし(年度ごとに任命時に定数を決定)

(認定基準) プランの審査は、別表により5段階又は3段階評価にて評価し、評価点数合計の平均が18点以上で適とし、18点に満たない場合については、委員協議により適否を判断する。

エ 事故繰越

事故繰越は、会計年度独立の原則に対する特例として例外的に認められた予算繰越しの一つであり、年度内において支出負担行為を行い、その後避け難い事故のためその年度内において支出が終わらなかった場合には、事故繰越しをすることができると規定されている。

これについて、令和2年度分700万円（補助対象者1名）の執行状況を検証したところ、交付決定は令和3年3月2日であり、当初の納入期限は同年3月31日であったが、新型コロナウイルス感染拡大及び同年2月に発生した福島県沖地震により物流が滞ったことにより、年度末までの納入が困難となったもので、納入業者からも事前連絡があり翌月には納入されていることから、やむを得なかったものと思われる。

第2 農林水産部経営支援課

1 産地主体型就農支援モデル確立事業

(1) 事業の概要

産地の維持・発展に必要な新規就農者の確保、定着をより円滑に進めるためには、地域ぐるみで受入態勢を構築することが重要である。そこで、産地が主体的に後継者を確保、育成する仕組みとして、産地の将来ビジョンに基づき、新規就農希望者に対する技術習得研修の実施、継承すべき優良農地の維持管理、研修や営農開始に必要な機械、施設整備を先行して進め、パッケージで支援する体制づくりをモデル的に支援するとともに他産地への取組拡大を図る。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
産地受入モデル地区設置事業	受入体制を早期に整備するモデル地区を設定し、新規就農者の確保育成に必要な活動に要する経費を助成	【補助率】 県1/2、市長村1/2 【補助額(上限)】 200千円/地区	JA等
産地受入条件整備事業	研修受入農家が研修生に対して実施する、技術・経営等の研修実施経費を助成	【補助率】 県1/2、市長村1/2 【補助額(上限)】 480千円/研修生 (40千円/月×12か月)	JA等
	新規就農希望者の実践研修及び就農に必要な機械施設等をJA等が整備する経費を助成	【補助率】 県1/3、市町村1/6、実施主体1/2 【事業費(上限)】 6,500千円/地区)	
	新規就農者等の共同作業場として活用することを目的としたJA等所有の遊休施設の改修、簡易な施設の設置等に要する経費を助成	【補助率】 県1/3、市町村1/6、実施主体1/2 【事業費(上限)】 1,500千円/地区)	
優良果樹園の維持管理費	新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う優良園を維持管理する経費を助成	【補助率】 県1/2、市町村1/2 【補助額(定額)】 ・ 梨：400千円/10a ・ 柿、ぶどう：200千円/10a	JA等
優良農地の受入条件準備費	新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う、立地条件の良い優良農地等の維持管理、ほ場条件の改善等に要する経費を助成	【補助率】 県1/2、市町村1/2 【補助額(上限)】 500千円/100a/地区	JA等

(3) 事業績 (決算額)

区分	件数	補助金額
産地受入モデル地区設置事業	3件	263千円
産地受入条件整備事業	1件	752千円
優良果樹園の維持管理費	2件	1,516千円
優良農地の受入条件準備費	1件	85千円
合計		2,616千円

(4) 監査結果

(優良果樹園の維持管理費)

ア 優良果樹園への維持管理費の適切な運用【意見】

新規就農者の確保を目的として、新規就農者等が賃貸するまでの間、生産者グループ等が行う優良園の維持管理経費を助成するとして、梨について 40 万円/10a を県 1/2、市町村 1/2 ずつ補助金を交付している。令和 3 年度については、果樹園 2 圃場に対して、県補助金としてそれぞれ 517 千円 (25.83a)、1,000 千円 (50a) を交付している。

これについて、現地確認を行ったところ次のとおりであり、うち 1 圃場 (C 町) は、令和 2～3 年度に維持管理費の助成を受けて取り組んだものの、事業承継者が現れなかったこと、及び維持管理の生産者グループ構成員の負担が大きいことから、管理がほとんど必要ない方式 (園芸試験場方式：側枝を全て切除し、残った主枝等の花芽を全て掻き取ることで、将来の再養成を可能とするもの) での管理に切り替え、令和 3 年度末には地権者に管理業務を返還している。残る 1 圃場 (D 町) については、維持管理費の助成を受けて取り組んだ後に、親族に事業承継されることになった旨の説明があった。

前者については、前農園主死亡につき、C 地域農業振興協議会により、「優良果樹園」として、助成金を活用した維持管理を行うことが決定されたものであるが、事業開始年度から、生産者グループ構成員の各農家は自分の果樹園で管理が手一杯な状況であり、計画自体に無理があったものと推察され、結果として、新規就農者等が賃貸するまでの間、優良果樹園を管理することとした事業は頓挫しており、2 年間で 100 万円を上回る県補助金額は、無駄な助成金の支出となっている。これについては、事業開始年度当初に果樹園の地理特性や生産者グループ構成員の負担及び維持管理の合意形成が十分であれば防げたものと思われる。

後者については、結果として、親族への事業承継となっており、当該支援事業が予定している「新規就農者等が賃貸するまでの間、生産者グループ等が行う優良園の維持管理経費を助成する」としたものに該当するか否か疑義が残るところであり、合規性や透明性の観点からは、親族への事業継承になった場合の助成費の返還規定等 (果樹園の維持管理費は、本来的には、果樹園主が負担すべきものとする。) を明確にすべきと思われる。

また、補助金の算定根拠としては、最低限の維持管理経費として 60 万円/10a と積算し、その内、県と市町村が 1/3 ずつ、残りを生産者グループ等が負担するとしているが、維持管理中に収穫された果実は、一方では販売されており、他方では一切果実は着果させていない。この点について、県担当者から、「果実の売り上げは、生産者グループ等が負担する 20 万円/a を大きく下回る」との説明があったが、管理の収支計算はされておらず適否の確認はできないものであり、真実性及び透明性

を確保する観点からは、同補助金交付要綱で求めている実績報告の提出を求める際に、当該維持管理費に係る収支報告を求めるなど、より適切な運用を図られるべきである。

(ア) C町の圃場

前農園主死亡につき、C地域農業振興協議会により、「優良果樹園」として、助成金を活用した維持管理を行うことが決定された。事業開始年度から、生産者グループ構成員の各農家は自分の果樹園で管理が手一杯な状況であり、人工受粉、細かな摘果、袋掛け、収穫、出荷の余裕はなく、一切果実は着果させていない。令和2～3年度は維持管理費の助成を受けて取り組んだものの、事業承継者が現れなかったこと、及び維持管理の生産者グループ構成員の負担が大きいため、管理がほとんど必要ない方式（園芸試験場方式：側枝を全て切除し、残った主枝等の花芽を全て掻き取ることで、将来の再養成を可能とするもの）での管理に切り替え、令和3年度末に地権者に管理業務を返還した。地権者は前果樹園主の子息（県外在住）であるが今後の見通しは立っていない。



(維持管理の見通しが立っていない果樹園 R4. 11. 8 現在)

(イ) D町の圃場

果実が収穫できる程度の維持管理が行われており、結果として、親族への事業承継となった旨の説明があった。

当該事業は、「新規就農者等が賃貸するまでの間に、生産者グループ等が行う、維持管理経費を助成する」ものであるが、結果として、親族への事業承継となっており、当該支援事業が予定している新規就農者等に該当するか否か疑義が残るところである。

合規性や透明性の観点からは、親族への事業承継になった場合の助成費の返還